

営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について

平成21年2月

産業構造審議会 知的財産政策部会

技術情報の保護等の在り方に関する小委員会

(目次)

第1章 営業秘密に係る刑事的措置の見直しの必要性について.....	3
第1 営業秘密の保護に係る法改正の経緯.....	3
第2 営業秘密の保護の重要性.....	4
第3 現行営業秘密侵害罪に関する課題.....	5
第4 企業における法的保護の要望等.....	6
第5 対応の方向性.....	7
第2章 構成要件の見直しについて.....	8
第1 営業秘密侵害罪の保護法益と法益侵害行為のとらえ方について.....	8
第2 目的要件の在り方について.....	8
第3 営業秘密の不正な取得行為・領得行為について.....	9
第4 不正使用・不正開示罪の在り方.....	11
第5 その他の構成要件の見直しについて.....	12
第6 その他の配慮事項.....	12
第3章 刑事訴訟手続の在り方について.....	14

第1章 営業秘密に係る刑事的措置の見直しの必要性について

第1 営業秘密の保護に係る法改正の経緯

知識集約型経済の急速な発展に伴い、無形資産である技術・ノウハウ・アイデア等の価値ある情報の作成、管理、利用等が、企業の競争力維持・強化のために極めて重要であることの認識が益々高まってきている。そうした価値ある情報は、それが発明に当たる場合には、特許権を取得することによって法的な保護を受けることが可能となるが、他方で特許権を取得する場合には、出願公開によって情報の内容が公になってしまうことから、企業等の内部においては、発明に当たる情報であってもそれを「営業秘密」として管理し、情報の中身を秘匿化するといったことが多く行われている。また、厳密にはこうした発明に当たらない事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であっても、ときとして特許出願を行うような情報以上の重要性をもって、他者との差別化・優位性保持のために秘密として管理されているところである。

このような財産的情報については、その価値が失われないように、情報の保有者自身が相応の努力をもって秘密として管理しているものであるが、通信インフラや伝達媒体機器の技術発達等によって情報の移転がより容易に行えるようになったこと等を背景として、企業内部において相応の努力をもって秘密管理しているにも関わらず、不正な行為によってこの秘密管理体制が突破されるという事案が多発し、それが大きな社会問題となっていた。

そのような状況等を受け、平成2年の不正競争防止法改正により、秘密管理性・有用性・非公知性の3要件を充たす「営業秘密」の不正取得・使用・開示行為に対する営業秘密の民事保護規定が創設され、営業秘密の侵害行為に対する差止請求権や損害賠償請求権が規定されることとなった。

しかしながら、その後の社会の変化、すなわちネットワーク化の進展、グローバル化の進行、アジア諸国の技術的台頭等を背景とした営業秘密保護の要請の飛躍的な高まりを受け、平成14年7月に決定された「知的財産戦略大綱」の中において営業秘密の刑事的保護の強化が掲げられ、その後の平成15年の不正競争防止法改正により「営業秘密侵害罪」が設けられ、営業秘密に対する侵害行為のうちで、特に違法性の高い行為類型に限定して刑事罰の対象とされた。その後、平成17年及び平成18年にも不正競争防止法の改正が行われ、現在までの間に段階的な罰則の引き上げ、一定の国外犯に対する罰則の適用、退職者処罰の導入等といった、営業秘密に係る刑事的措置に関する法整備の充実が図られてきたところである。

参考資料1：営業秘密侵害罪の諸類型

第2 営業秘密の保護の重要性

知識集約型経済が進展した今日においては、企業の競争力の源泉である営業秘密について、以下の3つの視点から、適切に保護することが望まれているものと考えられる。

1点目は、無形の技術・ノウハウ・アイデア等の保護の重要性である。企業活動を支える現場の労働者・技術者が生み出す技術情報等の営業秘密は、企業の長年の取組や多額の投資の結集であり、収益を生み出す源としての価値を有している（根源性）。そして、そのような営業秘密は、一度侵害されてしまうと瞬時に拡散し、その回復が極めて困難となる上に（不可逆性・回復困難性）、人的・組織的な管理といった相対的に安定性を欠く管理に頼らざるを得ないことから、その侵害に対する予防には限界があるという性質を内包している（予防困難性）。したがって、このように根源的な価値を有し、かつ一度侵害されてしまうと回復が極めて困難である営業秘密については、企業内部における適切な管理と、法律による侵害行為に対する実効的な抑止を通じて保護が図られることが重要である。

2点目は、IT時代への対応である。現在のIT化・ネットワーク化の進展は、企業の心臓ともいべき営業秘密の侵害を容易にするとともに、一度侵害されれば瞬時にして拡散し、企業に回復不能な損害を与えうる状況を生み出している。また、企業活動が共通の情報インフラに依存し、企業間の相互依存関係が深化した結果、営業秘密の流出は、単に一企業の損害に止まらず、他企業の活動にも大きな影響を及ぼすものとなっている。そして、前述のような営業秘密の不可逆性・回復困難性にかんがみれば、営業秘密に対する侵害を容易にし、かつ、その侵害の影響を拡大することを可能とするIT化・ネットワーク化の進展に対応しうる適切な営業秘密保護の要請が高まっているということが出来るものと考えられる。

3点目は、オープン・イノベーションの促進である。我が国が激化する国際競争を勝ち抜いていく上では、自前の技術・ノウハウに加え、組織外部の技術・ノウハウをも活用しつつ、新しい知の創造を実現するというオープン・イノベーションの促進が求められることとなる。この実現のためには、それぞれの企業が保有する営業秘密を相互に開示し、それを活用していく必要があるが、そのためには、企業が保有する営業秘密が適切に保護されるという制度的基盤の整備が必要不可欠であるものと考えられる。こうした制度的基盤が整備されないことには、グローバルな企業間連携を行う際に我が国企業に対してのみ価値ある情報が入ってこなくなり、外国企業と共同プロジェクトを円滑に実施していくこと等が困難となるものと考えられる。

こうした状況を踏まえれば、企業が保有する営業秘密を保護するための法制度は、営業秘密の現代社会における役割を踏まえ、かつ、その財産的情報としての性質を十分考慮に入れた上で、その社会情勢の中において十分に適合的かつ実効的なものである必要があるといえる。

第3 現行営業秘密侵害罪に関する課題

前節において述べたような営業秘密の保護の重要性にかんがみ、平成15年にそうした営業秘密の法的保護の一翼を担うものとして営業秘密侵害罪(現行不正競争防止法第21条第1項)が創設された。この営業秘密侵害罪は、創設当時の営業秘密をめぐる企業環境及び当時の社会状況に応じつつも、その当時は財産的価値のある情報を保護するための罰則という新しい刑罰規定であることなどにかんがみ、極めて慎重かつ謙抑的にその構成要件が設けられたものであるが、現在においては、以下のような点で、営業秘密の侵害を実効的に抑止し、営業秘密を適切に保護しうるものとなっているかについて、検討を迫られているところである。

すなわち、営業秘密の使用・開示行為が中心的な処罰対象行為として捉えられていることにより、営業秘密が領得された段階を捕捉することができない。その結果、被害企業内の管理体制に残った痕跡から領得の事実が明らかであるにもかかわらず、その使用・開示が当該企業外で行われることによる立証の構造的な困難性と相俟って、既に秘密管理体制を突破された被害企業は泣き寝入りを余儀なくされている。また、使用・開示等を行った者が「不正の競争の目的」を有していることが構成要件要素とされていることから、競争関係の存在を前提としない単なる加害目的や、外国政府等を利する目的で使用・開示等がなされる場合を処罰対象とすることができないという状況が生じている。さらに、刑事裁判手続において審理が公開されることにより、営業秘密の内容が公にされてしまうおそれがあることから、侵害された情報の価値が高いものであればあるほど、被害にあった企業が告訴を行うことを躊躇してしまうという事態が発生している。

なお、米国、英国、独国、韓国、中国等の諸外国においては、営業秘密の領得行為自体に対して刑事罰をもって対処しており、我が国は諸外国に比して処罰の介入時期が遅れているという状況にあることから、グローバル企業にとって我が国が営業秘密のセキュリティホールとなり、その結果、外国法人が我が国において事業活動を行ったり、我が国企業を共同研究のパートナーとしたりすることを差し控える動きが生じているとの指摘もあり、これを看過することは、グローバルな企業間連携が進む中において、国内産業の停滞や国内企業の国際競争力の低下につながりかねないといえる。

こうした状況にかんがみれば、営業秘密侵害罪に関する上記課題に対して適切な措置を講ずることは、我が国にとって喫緊の問題となっているといえることができるものと考えられる。

参考資料2：内部者による営業秘密侵害行為に関する諸外国の取組

第4 企業における法的保護の要望等

企業における営業秘密の侵害事例とその対応について

<革新的技術の試作品の不正流出と立件における問題点>

ある企業が約100億円の研究開発費をかけて開発した革新的な製品の製造方法に関する設計図面とその試作品が持ち出された。同企業は、刑事事件として警察に捜査を依頼したが、技術情報の価値は評価されず、試作品の原材料価格である数万円の被害額の事件として取り扱われることとなった。

<従業員による機密情報の不正な持ち出し>

ある企業に勤務する従業員が、当該企業が秘密として管理する図面データを貸与パソコンに大量にダウンロードし、無断で繰り返し自宅に持ち帰っていた。同社が同従業員に事情聴取を行ったところ、データは残っておらず、さらに不正にコピーがなされたと見られる私用パソコンは破壊されており、貸与パソコンに記録媒体を装着した痕跡はあったものの、データの使用や外部への送信について確認することはできなかった。

同従業員は、貸与パソコンの横領罪で逮捕されるも、既に貸与パソコンを返還しており、起訴猶予処分となった。

<発注元企業による中小企業からのノウハウの取り上げ>

中小企業が自らのアイデアを製品化しようとする場合には、大手企業との連携が必要になる場合が多いが、その過程において、大手企業にアイデアを取り上げられ、独自に製品化されてしまったり、特許出願をされてしまったりすることがある。

こうした事態は、中小企業が先端技術について製品化する場合の最大の悩みである。

<外国政府によるデュアル・ユース技術の不正取得>

元ロシア連邦在日通商代表部員が、光学系機器メーカー従業員から、軍事転用されるおそれのある光通信の機密情報・部品等を不正に入手した。元部員は警察の出頭要請に応じず帰国し、元従業員についても窃盗罪容疑で書類送検の後、起訴猶予処分となった。

<元従業員による営業秘密侵害と刑事事件化の断念>

A社の元従業員Xが、在職時に、アクセス権のある営業秘密を不正にコピーし、退職後にA社の競合企業B社に当該営業秘密を開示したことが明らかになった。A社はB社に対して厳重な抗議を行うとともに、元従業員Xの刑事告訴を検討したが、裁判で営業秘密の内容が明らかにされてしまうおそれがあるため、刑事告訴を断念した。

<元従業員による営業秘密の不正な持ち出しと二次被害の拡大懸念>

ある従業員が、転職前にアクセス権限のない秘密情報を不正に利用する目的で持ち出し、自宅のパソコンにコピーして保存していたところ、その情報がウィニーにより流出した。企業は当該職員の刑事告訴を検討するものの、営業秘密が流出していることが法廷の場で明らかになることにより二次被害が拡大することを懸念して、刑事告訴には踏み切らなかった。

(平成18年～平成20年に経済産業省が実施したヒアリング調査を基に作成。)

第5 対応の方向性

以上の状況を踏まえ、本小委員会では、企業が有する営業秘密の適切な保護のための法的措置を講じることにより、我が国企業の競争力の維持・強化を図っていくため、現行の営業秘密侵害罪(不正競争防止法第21条第1項)及びその刑事訴訟手続の在り方についての検討を行った。

具体的な対応としては、前述のように、IT化及びオープン・イノベーションが進展する中、営業秘密が有する根源性、不可逆性・回復困難性及び予防困難性といった性質に着目し、企業が相応の努力によって秘密管理する営業秘密の管理体制が突破されてしまう領得行為の段階を捕捉し、刑事処罰を可能とする範囲を拡大するとともに、現行の営業秘密侵害罪における「不正の競争の目的」を「図利加害目的」に差し替えることが適当であるものと考えられる。

また、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを防止するための法的な措置の在り方を可及的速やかに検討するべきである。

第2章 構成要件の見直しについて

第1 営業秘密侵害罪の保護法益と法益侵害行為のとらえ方について

営業秘密侵害罪の保護法益を、個人的法益である営業秘密の財産的価値及び社会的法益である公正な競争秩序の維持と考える現在の体系を維持しつつ、営業秘密の特質を踏まえ、保有者による営業秘密の秘密管理体制を侵害して営業秘密を取得する行為の当罰性を、従来より高く評価する方向で考える。

(考え方)

営業秘密侵害罪の保護法益は、個人的法益である営業秘密の財産的価値及び社会的法益としての公正な競争秩序の維持の二つであると解されている。

営業秘密は、それから生み出される個々の財物よりも高い財産的価値をもつ一方で、侵害行為に対する予防措置の限界や、侵害後の原状回復が困難であること、また、近年、企業等の営業秘密の保有者による営業秘密の管理体制の整備が進められており、営業秘密侵害罪の構成要件を謙抑的に規定した当時の前提が大きく変化していることなどにかんがみると、他人が保有者の営業秘密の管理体制を侵害し、その営業秘密をほしいままに用いることができる状態に置くことは、営業秘密が秘密であることにより有する価値を毀損するおそれが高く、営業秘密の財産的価値に対する侵害の蓋然性が高い行為であるといえる。そして、このような法益侵害行為がありながら、公正な競争秩序の維持という保護法益を重視して、その営業秘密が使用又は開示されて公正な競争秩序が害されるまでは刑事罰による抑止ができないとすることは、必ずしも適切でないものと考えられる。

また、(特に告訴権者において)侵害された営業秘密を不正に使用又は開示した行為を証する資料等を収集することが非常に困難であるという事情も、このような方向性を支えるものであるといえる。

したがって、保有者の営業秘密管理体制を侵害して、営業秘密を取得する行為の当罰性を、従来より高く評価する方向で考える。

第2 目的要件の在り方について

営業秘密侵害罪の目的要件を「不正の競争の目的」から「図利加害目的」とする方向で考える。

(考え方)

「不正の競争の目的」とは、自己を含む特定の競業者を競争上優位に立たせるような目的を意味するところ、これが営業秘密侵害罪の要件とされたのは、公正な競争秩序の維持という不正競争防止法の目的に合致することに加え、内部告発行為等を処罰対象としないことを明確にするためなどの理由によるものである。

しかしながら、この目的要件では、不正アクセスによって取得した営業秘密をインターネット上で一般公開することによって保有者に損害を与えようとする愉快犯等が営業秘密侵害罪の対象とはならないこととなる。このような行為は、営業秘密の財産的価値を毀損するものであるばかりでなく、企業間の自由競争による技術の発展を阻害するものであることからすれば、公正な競争秩序の保護に由来する「不正の競争の目的」以外の不正な目的による侵害行為も、違法性(当罰性)の高い行為として処罰する必要があるものと考えられる。

他方で、不正な行為によるものとはいえ、保有者のために行った場合等にまで刑事罰を科すことは避けるべきであるから、何らかの目的要件を存続させるべきであると考えられる。

そこで、自己又は第三者の利益を得る目的や保有者に損害を加える目的を要件とすれば、保有者のために行った場合等の違法性が比較的低い行為や内部告発行為等を対象外とした上で、当罰性の高い行為を刑事罰の対象とすることができると考えられる。

なお、企業の不正情報は、不正競争防止法上の営業秘密に該当しないことに加え、不正情報とともに一部混在している営業秘密をも領得してしまうような場合についても目的要件を欠くことになると考えられる。営業秘密侵害罪の創設後、内部告発者の権利保護のために公益通報者保護法が成立したことなどからすれば、目的要件を変更することによって正当な内部告発行為等に対する萎縮効果が生じることは考えにくいといえる。

したがって、目的要件を「不正の競争の目的」から「図利加害目的」とする方向で考える。

第3 営業秘密の不正な取得行為・領得行為について

- 1 . 不正の目的*で、詐欺等行為又は管理侵害行為という違法性の高い不正行為によって、営業秘密を取得する行為を刑事罰の対象とする方向で考える。
- 2 . 営業秘密を管理する任務を負う者が、不正の目的*で、その管理任務に背く行為により、営業秘密が記録等された記録媒体等を領得する方法又はその複製を作成する方法で営業秘密を領得する行為を刑事罰の対象とする方向で考える。
- 3 . 営業秘密を管理する任務を負う者が、不正の目的*で、その管理任務に背く行為により、営業秘密の記録等を消去しない方法で営業秘密を領得する行為を刑事罰の対象とする方向で考える。

(* 目的要件の在り方については、前記第2参照。)

(考え方)

1. 不正な取得行為について

不正競争防止法第21条第1項第2号は、第三者による営業秘密の不正な取得行為である詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為)又は管理侵害行為(営業秘密記録媒体等の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為等)のうち、保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得する方法と、保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記録等について、その複製を作成する方法の二つの方法のみを営業秘密侵害罪の対象としている。しかしながら、前記第1で指摘したように、営業秘密の管理体制を侵害して営業秘密を不正に取得する行為を当罰性の高い行為として捉えるべきであることを考えると、営業秘密を管理する任務を負う者ではない者が、詐欺等行為又は管理侵害行為といった違法性の高い不正行為によって営業秘密を取得した場合には、営業秘密記録媒体等を介しない方法によったとしても、当罰性の高い行為であると認められるものと考えられる。

そこで、営業秘密の不正な取得行為については、その方法を限定することなく刑事罰の対象とする方向で考える。

2. 営業秘密を管理する任務を負う者による領得行為について

(1) 営業秘密を管理する任務を負う者は、保有者から正当に営業秘密を示されることによって営業秘密を取得しているのであるから、営業秘密を取得していない者による不正な取得行為と同様に考えることはできない。このような趣旨から、不正競争防止法第21条第1項第3号から第5号までに規定する営業秘密侵害罪は、その行為主体を「営業秘密を保有者から示された者」(営業秘密を管理する任務を負う者)とし、示された営業秘密を不正に使用又は開示した行為のみを刑事罰の対象としている。

しかしながら、営業秘密を管理する任務を負う者が、その管理任務に違背して、自己が占有する保有者の管理する営業秘密記録媒体等を横領すること(コピー禁止の資料を無断でコピーしたり、持出禁止の資料を無断で外部に持ち出す行為等)によって営業秘密を領得¹することは、不正な使用・開示による法益侵害の危険性を著しく高めるものであって、その違法性は高いといえることができる。そのことに加え、保有者が管理する領域外で行われる不正な使用・開示を明らかにすることは非常に困難であるという事情も併せて考慮すれば、営業秘密に対する適切な刑事的保護を図るためには、営業秘密を領得する行為自体を刑事罰の対象とすることが必要であるものと考えられる。

そこで、営業秘密を管理する任務を負う者が、不正の目的で、詐欺等行為などの営業秘密の管理任務に違背する行為を、営業秘密が記録等された記録媒体等を領得又はその記録等の複製を作成する方法で行うことは、当罰性の高い法益侵害行為として刑

¹ 保有者から示された営業秘密を不正な行為によって保有者の管理下から離れさせて、自己の管理する情報のように用いることができる状態に置くことと不正な取得行為とを総称して、「営業秘密の領得」ということとする。

事罰の対象とすべきであると考える。

- (2) さらに、近年の企業活動における営業秘密の秘密管理体制の一環として、営業秘密の保有者が、取引先や従業者等に対し、これらの者が所有する記録媒体等に営業秘密の記録等の複製を許可した上で、これらの者が営業秘密を使用する必要がなくなったときには、その記録媒体等に記録等された営業秘密の記録等を消去することを義務づけているという実態がある。

そして、このような営業秘密の管理任務である消去義務に不正の目的をもって違反することは、前記(1)で検討した行為と同程度の違法性を有するものであるといえることから、これも営業秘密を領得する行為と評価すべきであるものと考えられる。

したがって、こうした方法で営業秘密を領得する行為についても、処罰範囲が不明確になることのないよう十分かつ適切な配慮を行いつつ、新たに刑事罰の対象とする方向で考える。

第4 不正使用・不正開示罪の在り方

1. 不正取得又は領得した営業秘密を使用又は開示する行為を独立して刑事罰の対象とする方向で考える。
2. 前記1.の不正使用・不正開示罪については、営業秘密を領得（不正取得を含む。）したときに不正の目的*を有していなくとも、営業秘密を使用又は開示するときに不正の目的*を有していれば刑事罰の対象とする方向で考える。

（* 目的要件の在り方については、前記第2参照。）

（考え方）

1. 領得罪（不正取得罪を含む。）と不正使用・不正開示罪との関係について

営業秘密の領得（不正取得を含む。）は、保有者の営業秘密の管理体制を侵害し、営業秘密の財産的価値や公正な競争秩序の維持を害するおそれのある行為であるところ、その後の不正使用又は不正開示は、営業秘密の財産的価値や公正な競争秩序を現実に害するものであることから、不正使用又は不正開示も領得とは別個に刑事罰の対象とすべきものであると考えられる。

また、前記のとおり、営業秘密の領得行為（不正な取得行為を含む。）を独立した刑事罰の対象とした場合、公訴時効は領得の時点から進行し、不正使用等が時効完成後に行われた場合には処罰することができないこととなることから、領得後の不正使用・不正開示罪を刑事罰の対象とする必要性があるものと考えられる。

そこで、不正取得又は領得後の使用又は開示も、独立して刑事罰の対象とする方向で考える。

2. 不正使用・不正開示罪の目的要件について

領得（不正取得を含む。）した営業秘密を、不正の目的をもって、使用又は開示する行為は相当な違法性を有しており、詐欺、脅迫、窃盗等の実行行為や営業秘密の管理に係る任務に背く行為などの不正行為によって営業秘密を領得したりしたのであるから、たとえその時点で不正の目的を有していなかったとはいえ、そのような行為によって自らが作出した不正な状況を奇貨として、不正の目的をもってその営業秘密を使用又は開示する行為に対し営業秘密の刑事的な保護を図ることができないとすることは、妥当でないものと考えられる。

したがって、営業秘密を領得した時点では不正の目的を有していなくとも、使用又は開示の時点で不正の目的を有していれば、これを刑事罰の対象とする方向で考える。

第5 その他の構成要件の見直しについて

そのほかの処罰類型、二次的関与者の処罰、法人処罰その他の関連規定については、目的要件を除き、従来どおりとする方向で考える。

（考え方）

これまで検討したもののほかに規定する営業秘密侵害罪の構成要件等については、その目的要件について、前記第2のとおり図利加害目的とする方向で考えるほか、従来どおりとする方向で考える。

第6 その他の配慮事項

営業秘密の現在の要件のうち「有用性の要件」については、保有者の主観によるものではなく客観的に有用である情報以外の法的な保護の対象に値しない重要でない情報にも拡大解釈されることがないように努める。

なお運用にあたっては、従業員が営業秘密の取扱いに際し不安を感じることをないよう、以下の点に配慮することが肝要である。

円滑な企業活動の遂行や、現場の従業員が生み出した技術・ノウハウ・アイデア等を適切に保護するためには、事業者における適切な情報管理の推進が不可欠であり、その第一歩は、企業戦略に基づき情報資産の棚卸し・価値付けを行い、「自社の守るべき情報は何か」を明確にすることである。棚卸し・価値付けの結果、営業秘密とされた情報については、事業者が策定する営業秘密の取扱いに関する規程等に基づき厳格に管理される必要があるが、実効ある保護を実現するためには、規程等の内容につき事業者と従業員とが共通の認識を有する

ことが不可欠である。よって事業者においては、従業者が理解し、納得できる、明確な規程等の策定に努めることが必要である。

また、政府においても、事業者における営業秘密の管理の在り方が、現場の従業者の成果である技術・ノウハウ・アイデア等の保護を十分に図ることにより企業の国際競争力の維持や雇用の確保につながるよう、事業者に対し、適切な秘密指定の在り方等について周知・徹底を図っていくことが必要である。

第3章 刑事訴訟手続の在り方について

営業秘密侵害罪は、営業秘密の内容が公判審理の過程で公開されることにより、被害者である保有者の利益が損なわれるおそれが否定できないことから親告罪とされている。

しかしながら、刑事訴訟手続においては、営業秘密の内容が公判審理の過程で公にされることを防ぐための特別の措置は設けられておらず、検察官による立証方法の工夫、裁判長の訴訟指揮による対処、既存の各種手続を活用するといった運用に頼らざるを得ないのが現状である。

こうした運用も事案により極めて有効に機能しうるものであると考えられる一方で、訴訟関係人の協力や理解を含め、確実性に不安があること、訴訟指揮や既存の各種手続の活用については限界が存すること等から、現状における運用のみでは被害者である保有者が告訴を思いとどまる要因を払しょくすることができないとの指摘がなされている。

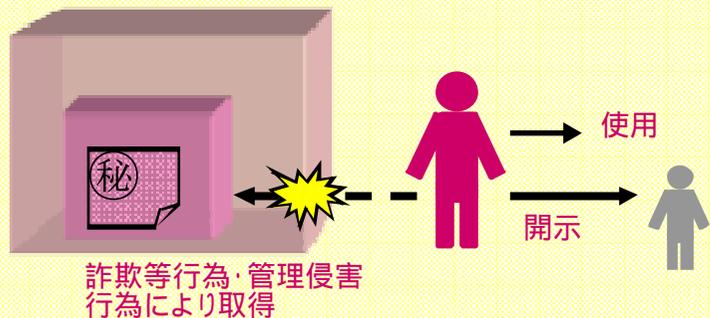
そこで、本小委員会においては、営業秘密の内容に関する事項については口頭での陳述等はないこととする決定を行えることとすること（秘匿決定）、営業秘密の内容が公になるような場合に期日外証人尋問を行えることとすること（期日外証人尋問）、憲法第82条2項本文の公開停止のできる具体的要件を明確化する規定をおくこと（公開停止）などの具体的な法的措置の検討を行ってきたところである。

そして、裁判の公開の要請に十分に配慮し、かつ、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続への支障のおそれが生じることのないようにしつつ、それ自体に極めて重要な価値が認められ得る営業秘密を保護する観点から、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的な措置の在り方について検討する必要があると考えられることから、今後、法務省と経済産業省とで共同して、その具体的な在り方について検討し、可及的速やかに具体的な成案を得ることを目指すべきである。

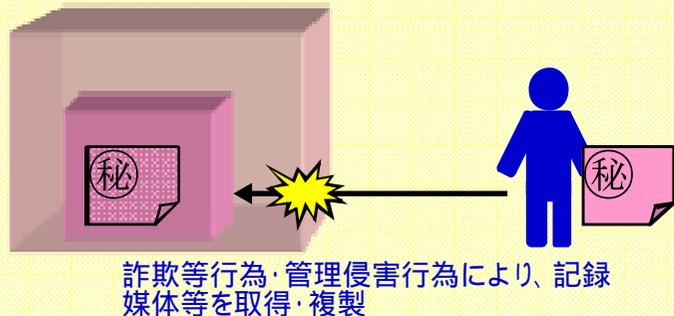
以上

▶営業秘密の不正な取得・使用・開示行為のうち、悪質な行為が、刑事罰の対象
 ▶いずれの場合にも、「不正の競争の目的」という主観的要件が必要

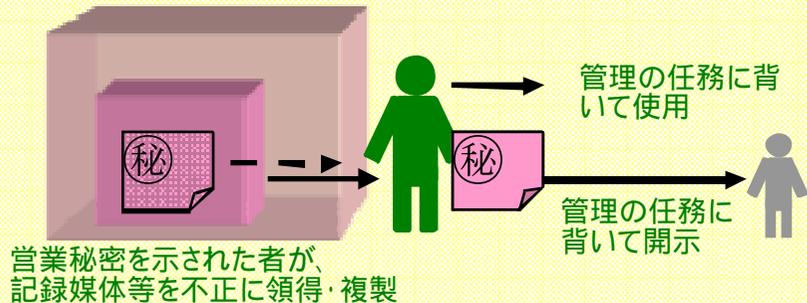
(1号) 営業秘密を不正に取得し、不正の競争の目的で、使用又は開示する行為



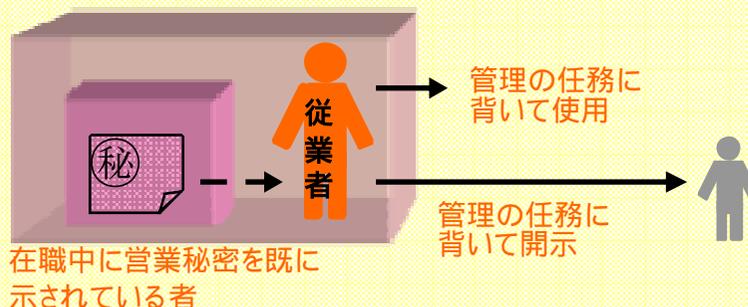
(2号) 営業秘密の不正の競争の目的での使用又は開示を目的として、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、保有者が管理している営業秘密記録媒体等を取得し又は複製を作成する行為



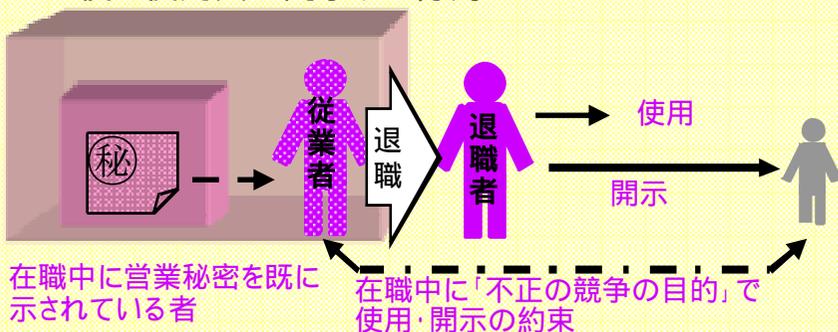
(3号) 営業秘密を保有者から示された者が、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領等任務に背く行為によって、保有者が管理している営業秘密記録媒体等を領得し、又は複製を作成し、その営業秘密を使用又は開示する行為



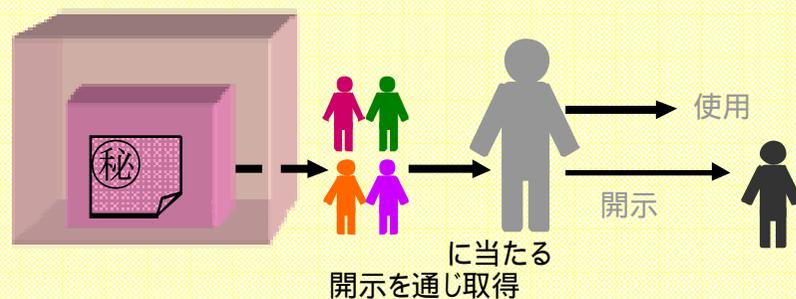
(4号) 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



(5号) 営業秘密を保有者から示された退職者が、不正の競争の目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の使用又は開示の約束又は請託をし、退職後に使用又は開示する行為

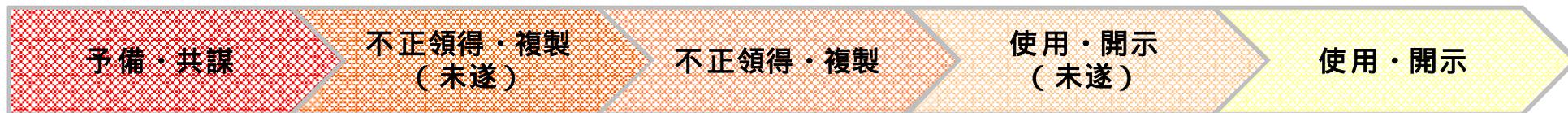


(6号) 不正の競争の目的で、(1号)～(5号)の罪に当たる開示によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為



内部者による営業秘密侵害行為に関する諸外国の取組(概略)

	罰則の介入可能時期
アメリカ (経済スパイ法)	不正領得・複製行為並びにその未遂及び共謀
韓国 (不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律)	不正領得・複製行為並びにその未遂及び予備
イギリス (詐欺法)	不正領得・複製行為及びその未遂
ドイツ (不正競争防止法)	不正領得・複製行為及びその未遂
中国 (刑法)	不正領得・複製行為
フランス (労働法、刑法)	開示行為及びその未遂
日本 (不正競争防止法)	使用行為又は開示行為



なお、アメリカ、韓国、ドイツ、中国等においては、外国政府を利する目的や外国での利用に関して、罰則を加重している。

産業構造審議会知的財産政策部会
技術情報の保護等の在り方に関する小委員会委員

青木 健	日本労働組合総連合会総合政策局経済政策局部長
安念 潤司	中央大学法科大学院教授
上野 保	東成エレクトロビーム株式会社代表取締役社長
大澤 裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
後藤 啓二	後藤コンプライアンス法律事務所弁護士
齋藤 憲道	経営法友会評議員 (松下電器産業株式会社法務本部理事)
嶋 宏	新日本製鐵株式会社代表取締役副社長
嶋津 八生	日本放送協会解説委員
末吉 亙	末吉綜合法律事務所弁護士
鈴木 茂樹	社団法人日本自動車工業会知的財産委員会委員長 (トヨタ自動車株式会社常務役員)
高山 佳奈子	京都大学大学院法学研究科教授
◎土肥 一史	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
苗村 憲司	駒沢大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授
長沼 範良	上智大学法科大学院教授
野坂 雅一	読売新聞東京本社論説委員
広崎 膨太郎	社団法人日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会長 (日本電気株式会社執行役員副社長)
宝池 隆史	日本知的財産協会常務理事 (日本ガイシ株式会社法務部長)
丸島 儀一	キヤノン株式会社顧問 弁理士
宮川 美津子	T M I 綜合法律事務所弁護士
宮城 勉	日本商工会議所常務理事
山口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授